

【老人保健施設ミネルワ】
《通所リハビリテーション》
利用料金表

☆保険給付内の自己負担金額(介護保険1割負担分)

□7時間以上8時間未満利用

	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本	日額	757円	897円	1,039円	1,206円	1,369円

□加算料金

	加算項目	金額	備考
加算	入浴介助加算	40円(日額)	通所リハビリテーション計画上入浴の提供を行っている場合
	リハビリテーションマネジメント加算(B)口	863円(月額)	通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合
	リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	543円(月額)	通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合
	短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円(日額)	退院(所)又は認定日から起算して3ヶ月間の期間に、個別リハビリを集中的に行った場合
	科学的介護推進体制加算	40円(月額)	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
	重度療養管理加算	100円(日額)	要介護3、4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、サービスを行なった場合
	栄養アセスメント	50円(月額)	栄養改善が必要な者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていくことを目的とし、管理栄養士と介護職員等の
	延長時間サービス加算	50円(1時間)	時間延長サービスを希望される場合(18時迄と致します)
	通所リハビリ提供体制加算V	28円(日額)	リハビリ専門職の配置やリハマネジメントに基づいて、サービス提供している場合
	サービス提供体制強化加算(1)イ	22円(日額)	介護福祉士の割合が70%以上
	介護職員処遇改善加算I		厚生労働大臣基準の全ての適合により、所定単位数に4.7%を乗じる
	介護職員特定処遇改善加算I		厚生労働大臣基準の全ての適合により、所定単位数に2.0%を乗じる
	介護職員等ベースアップ加算		厚生労働大臣基準の全ての適合により、所定単位数に1.0%を乗じる

☆保険給付外の自己負担金額(介護保険外)

項目	金額	備考
食費(日額)	600円	

介護区分	1割負担分	食費(1回)	入浴(日額)	通所リハビリ提供体制加算V(日額)	サービス提供体制強化I(日額)	利用者負担分(1日)
要介護1	757円	600円	40円	28円	22円	1,447円
要介護2	897円					1,587円
要介護3	1,039円					1,729円
要介護4	1,206円					1,896円
要介護5	1,369円					2,059円

*上記の1日負担分は、日額のみで計算しております。(短期集中個別リハビリも含まれておりません。)

【老人保健施設ミネルフ】
《通所リハビリテーション》
利用料金表

★保険給付内の自己負担金額(介護保険2割負担分)

□7時間以上8時間未満利用

	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本	日額	1,514円	1,794円	2,078円	2,412円	2,738円

□加算料金

	項目	金額	備考
加算	入浴介助加算	80円(日額)	通所リハビリテーション計画上入浴の提供を行っている場合
	リハビリテーションマネジメント加算(B)口	1,726円(月額)	通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合
	リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	1,086円(月額)	通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合
	短期集中個別リハビリテーション実施加算	220円(日額)	退院(所)又は認定日から起算して3ヶ月間の期間に、個別リハビリを集中的に行った場合
	科学的介護推進体制加算	80円(月額)	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
	重度療養管理加算	200円(日額)	要介護3、4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、サービスを行なった場合
	栄養アセスメント	100円(月額)	栄養改善が必要な者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていくことを目的とし、管理栄養士と介護職員等の
	延長時間サービス加算	100円(1時間)	時間延長サービスを希望される場合(18時迄と致します)
	通所リハビリ提供体制加算V	56円(日額)	リハビリ専門職の配置やリハマネジメントに基づいて、サービス提供している場合
	サービス提供体制強化加算(1)イ	44円(日額)	介護福祉士の割合が70%以上
	介護職員処遇改善加算I		厚生労働大臣基準の全ての適合により、所定単位数に4.7%を乗じる
	介護職員特定処遇改善加算I		厚生労働大臣基準の全ての適合により、所定単位数に2.0%を乗じる
	介護職員等ベースアップ加算		厚生労働大臣基準の全ての適合により、所定単位数に1.0%を乗じる

★保険給付外の自己負担金額(介護保険外)

項目	金額	備考
食費(日額)	600円	

介護区分	2割負担分	食費(1回)	入浴(日額)	通所リハビリ提供体制加算V(日額)	サービス提供体制強化I(日額)	利用者負担分(1日)
要介護1	1,514円	600円	80円	56円	44円	2,294円
要介護2	1,794円					2,574円
要介護3	2,078円					2,858円
要介護4	2,412円					3,192円
要介護5	2,738円					3,518円

*上記の1日負担分は、日額のみで計算しております。(短期集中個別リハビリも含まれておりません。)

【老人保健施設ミネルフ】
《通所リハビリテーション》
利用料金表

★保険給付内の自己負担金額(介護保険3割負担分)

□7時間以上8時間未満利用

	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本	日額	2,271円	2,691円	3,117円	3,618円	4,107円

□加算料金

	項目	金額	備考
加算	入浴介助加算	120円(日額)	通所リハビリテーション計画上入浴の提供を行っている場合
	リハビリテーションマネジメント加算(B)口	2,589円(月額)	通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合
	リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	1,629円(月額)	通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6ヶ月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合
	短期集中個別リハビリテーション実施加算	330円(日額)	退院(所)又は認定日から起算して3ヶ月間の期間に、個別リハビリを集中的に行った場合
	科学的介護推進体制加算	120円(月額)	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
	重度療養管理加算	300円(日額)	要介護3、4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、サービスを行なった場合
	栄養アセスメント	150円(月額)	栄養改善が必要な者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていくことを目的とし、管理栄養士と介護職員等の
	延長時間サービス加算	150円(1時間)	時間延長サービスを希望される場合(18時迄と致します)
	通所リハビリ提供体制加算V	84円(日額)	リハビリ専門職の配置やリハマネジメントに基づいて、サービス提供している場合
	サービス提供体制強化加算(1)イ	66円(日額)	介護福祉士の割合が70%以上
	介護職員処遇改善加算I		厚生労働大臣基準の全ての適合により、所定単位数に4.7%を乗じる
	介護職員特定処遇改善加算I		厚生労働大臣基準の全ての適合により、所定単位数に2.0%を乗じる
	介護職員等ベースアップ加算		厚生労働大臣基準の全ての適合により、所定単位数に1.0%を乗じる

★保険給付外の自己負担金額(介護保険外)

項目	金額	備考
食費(日額)	600円	

介護区分	3割負担分	食費(1回)	入浴(日額)	通所リハビリ提供体制加算V(日額)	サービス提供体制強化I(日額)	利用者負担分(1日)
要介護1	2,271円	600円	120円	84円	66円	3,141円
要介護2	2,691円					3,561円
要介護3	3,117円					3,987円
要介護4	3,618円					4,488円
要介護5	4,107円					4,977円

*上記の1日負担分は、日額のみで計算しております。(短期集中個別リハビリも含まれておりません。)